

適格分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書

※整理番号

税務署受付印

令和 年 月 日 税務署長殿	納 税 地	〒	電話() -
	(フリガナ) 法 人 名 等		
	法 人 番 号		
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名		
	代 表 者 住 所	〒	
	事 業 種 目	業	

連 結 子 法 人 (届出の対象連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ) 法 人 名 等		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 (局 署) 電話() -		部 門	
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名			決 算 期	
	代 表 者 住 所	〒		業 種 番 号	
	事 業 種 目	業		整 理 簿	
				回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課

適格分割を行う場合において、特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額について、租税特別措置法第66条第6項及び、租税特別措置法施行令第39条の10第4項により下記のとおり届出及び書類の提出を行います。

記

適 格 分 割 等 に 係る分割承継法人等	法 人 名 等	
	納 税 地	
	代 表 者 氏 名	
適 格 分 割 等 の 日		年 月 日
交 換 譲 渡 産	種 類	
	所 在 地	
	規 模	
	交 換 年 月 日	年 月 日
交 換 取 得 産	所 在 地	
	規 模	
減 額 し た 金 額		円
添 付 明 細 (別 表 等)		
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項		
提 出 書 類 (証 明 書 等)		

税 理 士 署 名													
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認				

適格分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、法人が適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）を行う場合において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第66条第6項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第16条の規定による改正前の措置法（以下「令和2年旧措置法」といいます。）第68条の84第6項の規定により特定普通財産とその隣接する土地等の交換取得資産の帳簿価額を減額したときに、その減額した金額等の届出及び提出すべき書類の提出を行う場合に、その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 中段の本文欄について、連結親法人がこの届出書を提出する場合は、「租税特別措置法第66条第6項」を「令和2年旧措置法第68条の84第6項」と、「措置法施行令第39条の10第4項」を「法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）による改正前の措置法施行令第39条の109第5項」とそれぞれ読み替えてください。
 - (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第66条第4項又は令和2年旧措置法第68条の84第4項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地（連結子法人の場合には、本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。
 - (4) 「適格分割等の日」欄は、措置法第66条第4項又は令和2年旧措置法第68条の84第4項に規定する適格分割等の日を記載してください。
 - (5) 「交換譲渡資産」の各欄については、当該交換に係る措置法第66条第1項に規定する交換譲渡資産の種類、所在地及び規模並びにその交換年月日を記載してください。
 - (6) 「交換取得資産」の各欄については、措置法第66条第4項又は令和2年旧措置法第68条の84第4項に規定する交換取得資産の所在地及び規模を記載してください。
 - (7) 「減額した金額」欄は、措置法第66条第4項又は令和2年旧措置法第68条の84第4項の規定により損金の額に算入される同項に規定する減額した金額を記載してください。
 - (8) 「添付明細（別表等）」欄は、別表十三（九）その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
 - (9) 「提出書類」欄は措置法施行規則第22条の9第2項又は法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年財務省令第56号）による改正前の措置法施行規則第22条の72第2項に規定する書類を記載するとともに、この届出書に添付してください。
 - (10) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - (11) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。